

1 概要

電気契約者（以下「会員」といいます。）が、日常生活の中で起こる偶然な事故により、第三者に対する法律上の賠償責任を負担した場合に被る損害に関して、引受保険会社をSBI リスタ少額短期保険株式会社（以下「引受保険会社」といいます。）、保険契約者を運営元、被保険者を会員とする賠償責任保険契約に基づき、引受保険会社から一定額を上限とする保険金が支払われるサービスをいいます。

2 補償内容および保険金額の設定方法等

① 補償内容

保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いできない主な場合は、次のとおりです。

■ 保険金をお支払いする主な場合

次のいずれかの事故により、被保険者が他人の身体の障害またはその財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ・ 電気供給先となる住宅（以下「住宅」といいます。）において、被保険者が飼養、管理するペット*の行為に起因して、日本国内において生じた偶然な事故

※ペットとは、愛がん動物または伴侶動物（コンパニオンアニマル）として、家庭等で飼養、管理されている犬または猫をいいます。

- ・ 日本国内において、受託品が住宅内に保管されている間または日常生活上の必要に応じて一時的に住宅外で管理されている間に損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたこと

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- ・ 被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意
- ・ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動および労働争議
- ・ 地震、噴火、津波、洪水または高潮
- ・ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

（ペットの行為に起因する賠償責任）

- ・ 狂犬病のワクチン接種がなされていないペットの行為に起因する場合
- ・ ペットを使用して対価を得る職務の遂行に直接起因する場合
- ・ 被保険者と同居する親族に対する場合
- ・ 被保険者または被保険者の指図による闘争行為に起因する場合

（受託品に関する賠償責任）

- ・ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ・ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - － 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
 - － 道路交通法に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - － 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ・ 被保険者に引き渡される以前から受託品に存在した、その受託品が通常有する性質や性能の欠如
- ・ 差押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合は除く。
- ・ 受託品に生じた自然発火または自然爆発
- ・ 偶然な外来の事故に直接起因しない受託品の電氣的事故または機械的事故
- ・ 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類

似の事由

- ・ ねずみ食い、虫食いその他これらに類似の事由
- ・ 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨、雪または雹（ひょう）による受託品の損壊
- ・ 被保険者の職務遂行に直接起因する場合
- ・ 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する場合
- ・ 被保険者と同居する親族に対する場合
- ・ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ・ 被保険者の心神喪失に起因する場合
- ・ 航空機、船舶または銃器の所有、使用または管理に起因する場合
- ・ 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する場合
- ・ 直接であると間接であるとを問わず、被保険者がその受託品を使用不能にしたことに起因する場合
- ・ 受託品について、通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外に受託品を使用したことに起因する場合 等

② お支払いする保険金の額

1回の事故につき支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。

法律上の損害賠償金	+	その他費用	=	保険金の額
-----------	---	-------	---	-------

※その他費用にはつぎのような費用があります。

- ・ 損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ・ 権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ・ 引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用
- ・ 引受保険会社が解決に当たる場合に引受保険会社の求めに応じて協力するために直接要した費用

③ 保険金の限度額

1回の事故につき支払う保険金の限度額は5万円とします。

④ 補償期間

会員は、会員契約締結期間中に生じた事故について、賠償責任保険を利用できるものとします。

3 保険金請求の際に必要な書類について

会員が保険金の請求を行うときは、下表の書類のうち、引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。提出必要書類をご提出いただけない場合は、保険金のお支払いができませんのでご注意ください。

保険金請求書	
証拠書類	
(1) 損害賠償金にかかわる保険金の請求の場合	① 損害賠償責任の額を示す示談書 ② 損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
(2) 財物の損壊にかかわる保険金の請求の場合	① 被害が生じた物の価額を確認できる書類 ② 修理等に要する費用の見積書（既に支払がなされた場合は、その領収書） ③ 被害が生じた物の写真（画像データを含む）
(3) 死亡に関して支払われる保険金の請求の場合	① 死亡診断書または死体検案書 ② 逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類 ③ 戸籍謄本

(4) 後遺障害に関して支払われる保険金の請求の場合	① 後遺障害診断書 ② 逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
(5) 傷害に関して支払われる保険金の請求の場合	① 診断書 ② 治療等に要した費用の領収書 ③ 休業損害の額を示す書類
その他引受保険会社が定めた資料	

4 相談・苦情・連絡窓口について

<p>SBI リスタ少額短期保険 お客様サービスセンター TEL 0120-431-335 受付時間：土・日・祝日を除く 10:00～17:00 補償内容・ご契約内容等に関するお問い合わせは、お客様サービスセンターにて承ります。</p> <p>一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」 TEL 0120-82-1144 FAX 03-3297-0755 受付時間：9時～12時、13時～17時 受付日：月曜日から金曜日（祝日および年末年始休業期間を除く） 少額短期ほけん相談室は、ご契約者をはじめ、一般消費者の皆様から少額短期保険全般に関するご相談・ご照会・苦情処理および紛争解決を行うことを目的として、日本少額短期保険協会が運営する機関です。 詳しくは、日本少額短期保険協会のWEBサイトにてご案内しております。</p>

以上